

紀南中核的交流施設整備事業
公 募 要 項

三重県

平成18年1月

目 次

第 1	公募要項等の位置づけ	1
1	公募要項等の目的.....	1
2	公募要項等の構成.....	1
第 2	事業の内容	2
1	補助金の目的	2
2	基本的な考え方	2
3	本施設の機能	3
4	地域との連携	5
5	事業用地の概要	6
6	事業手法	6
7	事業期間	7
第 3	事業予定者の募集及び選定	8
1	事業予定者の募集及び選定の基本的な考え方.....	8
2	募集及び選定スケジュール.....	8
3	応募の手続き	8
4	応募者の参加資格要件.....	10
5	事業予定者の審査及び選定方法.....	12
6	応募に係る提出書類.....	15
7	応募に関する留意事項.....	15
第 4	提案に関する条件	18
1	補助金の交付に関する条件.....	18
2	土地の貸付に関する条件.....	19
3	事業計画に関する条件.....	20
4	事業者の業務内容.....	20
5	事業撤退等の場合の補助金の不交付及び返還等の措置に関する事項.....	21
6	事業者が留意すべき事項.....	22

第 1 公募要項等の位置づけ

1 公募要項等の目的

本公募要項等は、紀南中核的交流施設整備事業（以下、「本事業」という。）の実施に要する経費に対し、三重県（以下、「本県」という。）からの補助金の交付を受ける事業者について、公募による募集並びに選定委員会における選定を行うことを目的としたものである。

2 公募要項等の構成

公募要項等は、以下の書類により構成されるものとする。これらの書類は、提案資料作成の前提条件であり、選定された事業者が遵守すべき条件となるものである。

また、第 3 3 の手続きに基づき配布する補足資料も公募要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料も選定された事業者が遵守すべき要件となるものである。

- (1) 公募要項
- (2) 様式集及び記載要領
- (3) 三重県補助金等交付規則（昭和 37 年三重県規則第 34 号）
- (4) 地域振興部関係補助金等交付要綱
- (5) 紀南中核的交流施設整備事業支援補助金交付要領

なお、公募要項等に記載のない事項については、公募要項等への質問及び回答によることとする。

第2 事業の内容

1 補助金の目的

紀南中核的交流施設整備事業支援補助金は、紀南中核的交流施設（以下、「本施設」という。）の整備等に係る費用の一部を補助することにより、紀南地域の集客交流の促進を図り、もって紀南地域の振興に資することを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 本施設の性格

- ① 本施設は、紀南地域全体の集客交流の拠点として整備するものである。この施設を核として、紀南地域全体の集客力を高めることをめざす。
- ② 本施設は、来訪者が見るだけでなく、触れて、体験し、学習し、地元の人々との交流を進めるなどの滞在型の集客交流地域の中核となる施設をめざす。
- ③ 本施設は、世界遺産である熊野古道伊勢路をはじめとする様々な地域資源と連携することにより、地域全体の魅力をアップすることをめざす。
- ④ 本施設は、来訪者を迎え入れ、地域製品の消費、販売など農林水産業、商業等の各分野において紀南全域にわたって経済的なメリットを生み出し地域全体を活性化するための拠点をめざす。
- ⑤ 施設整備費等の初期投資にかかる費用は本県及び地元市町が財政支援し、事業運営については事業者の責任と判断のもと、独立採算性の施設とする。
なお、本事業は、民間事業者が一貫したコンセプトで企画発想から施設の設計、整備までを行うこと、さらには民間事業者の有するノウハウを活用すること等により、独立採算のもと利用者ニーズに的確に対応し、継続して効率的・効果的な事業運営がなされることや施設整備費及び管理運営費のコストダウン等が図られることを期待するものである。

(2) 本施設のめざすところ

① スローライフとエコロジーを軸とした事業展開

熊野古道をはじめとした自然、歴史、郷土文化、郷土料理などの地域資源の独自性（熊野らしさ）を見つめ直し、深く掘り下げ、その価値を守りながら、ゆとりある生活を楽しむスローライフの考え方を大切にする。

一方、紀南地域には、雄大な自然や人と自然が共生する暮らしを実感できる場所が数多くある。こうした場所を守り、次世代に受け継ぐためには、人も生態系を構成する一員であるというエコロジーの考え方を取り入れることが重要である。

本施設は、このようなスローライフとエコロジーの考え方に沿った事業展開を行う場をめざす。

② 本施設の間としてのイメージ

スローライフとエコロジーを軸とした紀南中核的交流施設の間としてのイメージは次のとおりである。

- (ア) 熊野らしさ（熊野の風土、四季の美しさ、雄大な海や山、人の心のやさしさ等）を実感できる場として整備する。
- (イ) クリーンエネルギー、資源循環など環境に負担をかけない場の実現を図る。
- (ウ) 紀南地域の持つ魅力を活かし、歴史・文化・自然など地域資源の活用を基本的な方向として、集客交流の展開を図る。
- (エ) 紀南地域の新鮮な農林水産物が供給され、地域の人々が生き活きとして働くなど紀南地域の活性化の拠点として機能することをめざす。
- (オ) 人々が集い、憩えるなど地域外と地域内の人々の交流の場づくりを行う。
- (カ) 周辺地域との景観の調和を図り、熊野らしさを感じられるような空間と景観の創造を行う。

3 本施設の機能

(1) 機能に関する考え方

- ① 本施設のめざすところを実現するために必要不可欠な機能をコア機能とする。コア機能については、事業者は必ず実施することとする。
- ② コア機能以外の機能も、事業者の自由提案により実施することができる。

(2) 整備すべき機能（コア機能）

本施設は単独で機能するものではなく、地域資源との連携のもとで事業を進めることが必要である。

① 体験交流機能

紀南地域の自然、歴史、文化等の地域資源を活かしたものづくり体験、自然体験など来訪者と地域の人々との交流を可能とする機能

② 地域産品加工・販売機能

地域産品の加工、販売等と通じて、地域経済への波及効果を高める機能

③ 飲食機能

地元の食材にこだわり、食を味わい、地域の食文化を体験できる機能

④ 宿泊機能

熊野らしさを実感でき、人にやさしくやすらぎを得られる宿泊機能

(3) 留意事項

① 環境への配慮

施設等の整備、運営に際しては、環境に配慮した創意工夫を凝らすこと。例えば、周辺自然環境への配慮、省エネルギー・新エネルギーの活用、剪定枝・落ち葉・生ゴミ等の廃棄物利用の堆肥化などが考えられる。

② 熊野スギなど地域産材の活用

施設等の整備に際しては、熊野スギなど地域産材の活用についての配慮をすること。

③ 誰もが使いやすい施設等の整備、運営

施設等の整備、運営に際しては、ユニバーサルデザインに配慮すること。

④ その他関係法令の遵守

本事業の実施にあたっては、関連する各種法令を遵守すること。

4 地域との連携

(1) 基本的な考え方

① 地域連携の重要性

紀南地域は過ごしやすい温暖な気候であるとともに、美しい海、山、川に恵まれる自然豊かな土地である。また、熊野古道をはじめとする歴史的、文化的な資源がある。

本施設が紀南地域を楽しむための拠点となり、豊富な地域資源を活用し、地域外から多くの人々が集まる魅力を持つためには、地域の人々との連携が不可欠であり、地域との深い結び付きが必要である。

事業者は、このような視点から事業全体に取り組むことが必要である。

② 事業者と地域の役割

事業者と地域との連携は一方のみの努力で成り立つものではない。事業者、地域の双方に役割が求められる。

(ア) 事業者の役割

事業者は多様な発想で、地域との連携を展開していくことが必要である。

地域産品や歴史、文化など魅力的な地域資源を施設の諸機能において最大限活用すること、地域住民の日常利用、また、既存施設等との連携を考慮し、利用者に対しての魅力的なサービス提供を行うなどの事業展開を実施していくことが事業者には求められる。

(イ) 地域の役割

自分たちの地域をどのような地域にしたいのか、本施設とどのように連携していくかは、地域が創意工夫し、知恵を出して努力するという姿勢が求められる。例えば、地産地消、体験交流、地域産品の加工、販売等においては事業者だけでなく地域の努力が必要となる。

(2) 隣接地内での関連事業

事業者は、一体的な土地利用または地域活性化への取組み等を図る観点から、次の事項に留意することが必要である。

① 東紀州防災拠点施設

事業者は、災害発生時には施設、スペースを優先的に提供し、東紀州防災拠点施設の機能を高めるように配慮すること。

② 中山間地域総合整備事業活性化施設

事業者は、中山間地域総合整備事業活性化施設が計画している事業に配慮して事業計画を策定すること。

5 事業用地の概要

(1) 事業用地場所

熊野市久生屋町、金山町及び御浜町志原地区

(2) 敷地面積

約16ha

(3) 用地現況

主として金山パイロットみかん園として利用されている。

(4) 都市計画法による規制

事業用地における本事業の実施は、大規模な開発行為(10,000平方メートル以上)に該当するため、都市計画法に定める開発許可を受ける必要がある。

6 事業手法

本事業は、事業用地を活用し、前述の2から4に則り施設機能の整備、管理・運営等の事業を、事業者の責任と判断のもと、事業者の独立採算により実施する。

本事業実施に際し、本県は、以下(1)から(3)の支援を行う。

(1) 土地の無償貸与

第4-2のとおり。

(2) 補助金の交付

第4-1のとおり。

(3) 債務負担行為の設定

本県は、事業者への長期間にわたる財政支援を確実なものとするため、債務負担行為の設定を行う。

7 事業期間

本事業の事業期間は、整備期間と管理・運営期間で構成され、整備期間は本事業開始から3年程度とする。また、管理・運営期間は施設運営開始から10年間（後年度に一部の施設機能を整備する場合は、既整備機能を除き、当該施設機能の開始運営から10年間とする。ただし、この際、既存整備機能の運営開始後、なるべく速やかに整備の上、運営を開始するものとする。）とする。

第3 事業予定者の募集及び選定

1 事業予定者の募集及び選定の基本的な考え方

本事業の事業予定者の選定に際し、本県は、公平性・透明性を確保した公募型プロポーザル方式を採用する。本県は、本県の設置する紀南中核的交流施設整備支援事業補助金事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の審査を経て、事業予定者を決定する。

また、本県は、事業予定者が申請する第4 3（1）に規定する全体事業計画の承認をもって、当該事業予定者を本事業の事業者として正式に決定するものとする。

2 募集及び選定スケジュール

平成18年 1月16日	公募要項の公表
平成18年 4月上旬	公募要項に関する説明会の開催
平成18年 4月上旬	現地案内及び地域資源等説明会の開催
平成18年 4月21日	公募要項等への質問期限
平成18年 5月19日	公募要項等への質問に対する回答
平成18年 7月31日	第一次審査資料の提出
平成18年 9月15日	第一次審査の結果通知
平成18年 12月15日	第二次審査資料の提出
平成19年 2月9日	事業予定者の選定

3 応募の手続き

(1) 公募要項等の配布及び説明会の開催

① 公募要項の配布

平成18年1月16日（月）～平成18年7月31日（月）

公募要項等は、三重県地域振興部ホームページに公表するため、ホームページからのダウンロードにより入手すること。

三重県地域振興部ホームページ：<http://www.pref.mie.jp/CHISHIN/HP/>

② 説明会の開催

説明会の開催日時、開催場所及び申込方法については、後日、ホームページ上に公開する。

③ 現地案内及び地域資源等説明会の開催

現地案内及び地域資源等説明会の開催日時、開催場所及び申込方法については、後日、ホームページ上に公開する。

(2) 公募要項等への質問及び回答等

① 公募要項等への質問及び回答

本事業及び公募要項等に対して質問のある場合は、「公募要項等質問書」に所要の事項を記入し、アの受付期間内にイの受付窓口へE-mailにて送付すること。E-mail以外の方式による質問受付は行わない。

なお、質問は本事業及び公募要項等への質問に限ること。

ア 質問の受付期間：平成18年1月16日（月）～平成18年4月21日（金）の午後5時までに必着とする。

イ 受付窓口：三重県地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト

E-mail：chiiki@pref.mie.jp

ウ 受け付けた質問に対する回答は、三重県地域振興部ホームページで平成18年5月19日（金）までに公表する。なお、調査検討等に一定の期間を要するもの以外については随時公表する。

回答にあたっては、質問を行った事業者名は公表しない。

また、意見の表明と解されるものについては、回答しないことがある。

(3) 第一次審査

① 第一次審査資料の提出

ア 提案資料の提出期限：平成18年7月31日（月）の午後5時までに持参すること。

イ 持参窓口：三重県地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト

TEL：059-224-2193

FAX：059-224-2418

② 第一次審査の結果通知

第一次審査の結果の通知は、平成18年9月15日（金）までに応募者に対して書面で通知する。

(4) 第二次審査

① 第二次審査資料の提出

ア 提案資料の提出期限：平成18年12月15日（金）の午後5時までに持参すること。

イ 持参窓口：三重県地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト

TEL：059-224-2193

FAX：059-224-2418

② 第二次審査の結果通知

第二次審査の結果の通知は、平成19年2月9日（金）までに応募者に対して書面で通知する。また、三重県地域振興部ホームページで平成19年2月28日（水）までに公表する。

4 応募者の参加資格要件

(1) 基本的な資格要件

応募資格を有する者は、事業期間中、本県と協力して紀南中核的交流施設整備事業を推進し、本事業を実施するにふさわしい企画力と経営能力を備えた民法法人、商法法人、NPO等の法人その他の団体（以下、「法人等」という。）であって、次に掲げる全ての要件も満たす者とする。

また、応募者は共同して応募することができる。ただし、この場合、当事業における施設の整備及び管理・運営を目的とする法人を設立するものとする。

なお、応募の時点における法人等の法人格の有無は問わないが、事業予定者として決定された場合、県が別途定める全体事業計画の申請期日までに法人格を有していないときはその資格を失うものとする。

また、個人での申請はできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- ② 本県の一般競争入札の参加停止、または指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない法人等であること。
- ③ 本県が賦課徴収する全ての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない法人等であること。
- ④ 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する法人等でないこと。
 - (ア) 商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立てまたは通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等。
 - (イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等。
 - (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て

がなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。

- (エ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）。
- ⑤ 法人等またはその役員等（法人である場合にはその法人の役員またはその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者または役員をいう。以下、同じ。）が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）またはその利益となる活動を行う法人等でないこと。
 - (イ) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下、「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないこと。
 - (ウ) 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
 - (エ) 法人等でその役員等のうち暴力団または暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、または暴力団関係者に対して金銭、物品、その他財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。
 - (オ) 法人等でその役員等のうち暴力団または暴力団関係者が開催するパーティー等その他会合（以下、「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、または暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係などを有している者がいないこと。
- ⑥ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等でないこと。
- ⑦ 本県議会の議員、知事、副知事、出納長並びに地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 2 項に規定する委員会の委員または委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役またはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下、「無限責任社員等」という。）に就任していない法人等であること。
- ⑧ 選定委員会の委員が経営または運営に直接ないし間接に関与している法人等でないこと。

- ⑨ 応募者は本事業に係るアドバイザー業務に関与している者またはこれらと資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与している者は、株式会社日本総合研究所である。

(2) 構成団体の重複の禁止

応募者及び応募者の構成団体は、他の応募者の構成団体となることはできない。

(3) 資格確認基準日

資格確認基準日は、平成 18 年 7 月 31 日（月）とする。

ただし、資格確認基準日から事業予定者決定までの間に、応募者が(1)の①から⑨に掲げる資格要件を満たさなくなった場合、あるいは満たしていないことが判明した場合、本県は当該応募者の参加資格を取り消すことができるものとする。

5 事業予定者の審査及び選定方法

(1) 選定委員会

事業者の選定にあたり、本県は学識経験者等で構成する選定委員会を設置する。

選定委員会は、提案内容審査における評価基準に関する検討及び事業者選定に関する審査を行う。なお、選定委員会は、下記の委員により構成される。

委員長	丸山	浩司
副委員長	石田	正昭
委員	梅川	智也
委員	浦山	益郎
委員	河上	敢二
委員	新宅	孝嗣
委員	中村	直美
委員	中村	雅文
委員	広谷	純弘
委員	横山	純一

(敬称略、委員は 50 音順)

(2) 選定方法

選定委員会が選定基準に基づき審査し、選定委員会の評価を踏まえ、本県が事業

予定者を決定する。

選定委員会による審査は、第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施する。

① 第一次審査

- (ア) 第3 4で示した応募者の参加資格について、本県が書類による確認を行う。
- (イ) また、応募者の提案内容に関するヒアリングを行い、選定委員会において次項(3)①に定める選定基準に基づき審査を行い、優秀な提案にかかる上位3 応募者を選出する。
- (ウ) なお、第一次審査の点数は、第二次審査に持ち越さないものとする。

② 第二次審査

- (ア) 第一次審査を通過した上位3 応募者を第二次審査の対象とする。
- (イ) 応募者の提案内容に関するヒアリングを行い、選定委員会において次項(3)②に定める選定基準に基づき総合的に審査を行い、最優秀提案、優秀提案、及び準優秀提案を選定する。
- (ウ) 第二次審査に参加する応募者の構成は、原則として、第一次審査における資格確認基準日時点と同一であることとする。ただし、資格確認基準日以降、第二次審査資料の提出までの間に、応募者の構成の変更を要するやむを得ない事情が生じ、本県が認めた場合は、この限りでない。
- (エ) 第二次審査における応募者の提案内容は、第一次審査における当該応募者の提案内容の具体化であって、第一次審査の結果に遡及するような大幅な変更は認めないものとする。かかる変更がなされたものと認められる場合、本県は、選定委員会における審査を経て、当該応募者を失格とすることがある。この場合、7 (3) に定める報奨金は支払わないものとする。

(3) 選定基準について

選定委員会による審査は、以下の選定基準に則って行う。

① 第一次審査

ア 事業の企画性 (50 点)

- (ア) 基本構想の理念・コンセプト及び事業スキームとの合致
- (イ) 地域の活性化に資する取組み
- (ウ) 集客の魅力
- (エ) クリーンエネルギー、資源循環など環境への配慮
- (オ) 地域外と地域内の人々の交流の場づくりへの提案

- (カ) 周辺地域との景観の調和と熊野らしさを感じられる空間と景観の創造
- (キ) 誰もが使いやすいユニバーサルデザインへの配慮
- (ク) 利用者の利便性に配慮した動線の確保
- (ケ) 利用者の安全の確保
- (コ) 施工の確実性

イ 地域連携、地域への波及効果 (20 点)

- (ア) 地域住民や地域の資源・施設との具体的な連携方策
- (イ) 地域の農林水産物等の積極的な活用
- (ウ) 地域産材の活用
- (エ) 地元雇用
- (オ) 地域住民の日常利用を考慮した魅力的なサービス提供

ウ 事業の安定性・確実性・健全性 (30 点)

- (ア) 集客見込みの実現性
- (イ) 経営収支の妥当性
- (ウ) 資金調達計画の確実性
- (エ) 運営体制の安定性
- (オ) 事業遂行の確実性

② 第二次審査

ア 事業の企画性 (30 点)

- (ア) 基本構想の理念・コンセプト及び事業スキームとの合致
- (イ) 地域の活性化に資する取組み
- (ウ) 集客の魅力
- (エ) クリーンエネルギー、資源循環など環境への配慮
- (オ) 地域外と地域内の人々の交流の場づくりへの提案
- (カ) 周辺地域との景観の調和と熊野らしさを感じられる空間と景観の創造
- (キ) 誰もが使いやすいユニバーサルデザインへの配慮
- (ク) 利用者の利便性に配慮した動線の確保
- (ケ) 利用者の安全の確保
- (コ) 施工の確実性

イ 地域連携、地域への波及効果 (20 点)

- (ア) 地域住民や地域の資源・施設との具体的な連携方策
- (イ) 地域の農林水産物等の積極的な活用

- (ウ) 地域産材の活用
- (エ) 地元雇用
- (オ) 地域住民の日常利用を考慮した魅力的なサービス提供

ウ 事業の安定性・確実性・健全性（40点）

- (ア) 集客見込みの実現性
- (イ) 経営収支の妥当性
- (ウ) 資金調達計画の確実性
- (エ) 運営体制の安定性
- (オ) 事業遂行の確実性

エ 適正なコストでの計画（10点）

- (ア) 管理費の節減に配慮した設計
- (イ) 補助金申請額

6 応募に係る提出書類

応募者の提出書類については、「様式集及び記載要領」を参照すること。

7 応募に関する留意事項

(1) 公募要項等の承諾

応募者は、公募要項等（補足資料及び質問回答を含む。）に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。応募をした者は、応募後、公募要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(2) 費用負担等

本公募期間中のすべての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(3) 報奨金

本県は、第二次審査で選定された最優秀提案者、優秀提案者、及び準優秀提案者に対して、1応募者につき200万円の報奨金を支払う。

(4) 通貨及び単位

本公募に関する提出書類、質疑、審査等において使用する通貨及び単位は、日本円及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(5) 提出書類の取り扱い

- ① 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本県は事業者選定実施に関する報告等のため、必要な場合には提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ② 提出書類は、事業者選定実施に関する報告等のため必要な場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しない。ただし、本県による選定結果の公表に際し、提出書類のうち「第一次提案概要説明書」及び「第二次提案概要説明書」は、事業予定者の決定後、応募者の許可を得ずに公表できるものとする。
- ③ 一切の提出書類は応募者に返却しない。

(6) 本県からの提示資料の取扱い

本県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(7) 応募者の複数提案の禁止

応募者は複数の提案を行うことはできない。

(8) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

- ① 参加資格のない者が応募したとき
- ② 提出書類が不足しているとき
- ③ 提出書類が記載要領に従い記載されていないとき
- ④ 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ⑤ 応募手続きにおいて不正な行為があったとき
- ⑥ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ⑦ 虚偽の内容が記載されているとき
- ⑧ 2通以上の提出書類を提出したとき
- ⑨ その他公募要項等に定める条件に違反したとき

(9) 問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

三重県地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト

TEL : 059-224-2193

FAX : 059-224-2418

E-mail : chiiki@pref.mie.jp

第4 提案に関する条件

1 補助金の交付に関する条件

補助金の交付に関する条件を(1)から(3)に示す。なお、詳細は「紀南中核的交流施設整備事業支援補助金交付要領」による。

(1) 補助金の交付

本県が策定した「紀南中核的交流施設整備基本構想」に掲げる施設機能の整備等を行う事業者に対し、少なくとも10年間事業運営を行うことを補助条件として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、次の掲げる経費とする。

① 施設建設に要する経費

- ア 調査設計費（地形測量、地質調査、基本設計、実施設計など）
- イ 基盤整備に要する経費（造成工事、調整池工事など）
- ウ 施設整備に要する経費（設備工事、建設工事、大規模改修費、リニューアル経費など）
- エ 什器備品費（1点の取得価額が30万円以上の機械及び器具。なお、1点とは機能的に一体のものと知事が認めるものとする。）

② 開業準備に要する経費

- ア 施設機能に基づく事業実施に必要な経費
- イ その他、開業に必要と認められる経費（広報、看板設置、事前研修費など）

③ 補助事業に要する長期借入金にかかる利子

(3) 補助率

上記(2)補助対象経費①施設建設に要する経費、②開業準備に要する経費、③補助事業に要する長期借入金にかかる利子に対して、10/10を本県及び地元市町が補助する。

(4) 補助限度額

上記(2)①施設建設に要する経費及び(2)②開業準備に要する経費にかかる補助対象経費の上限は30億円とする。

また、(2)③補助事業に要する長期借入金にかかる利子については、上記補助対象経費の上限額30億円の外数とし、「補助事業に要する長期借入金にかかる利子は、下記に示す基準日の午前10時に発表される東京スワップレファレンスレート(T. S. R)としてテレレート17143ページに提示されている6ヶ月LIBORベース10年物円-円金利スワップレートを基準金利とし、これに年率2.0%を足したものを上限金利」として別途補助する。

・提案資料作成時：平成18年11月15日

・整備完了時：整備完了日が属する月の1日の2銀行営業日前

(ただし、後年度に一部の施設機能を整備する場合、当該施設機能の整備に要する長期借入金にかかる利子については、当該施設機能の整備完了日が属する月の1日の2銀行営業日前を基準日とする。)

(5) 支払方法及び支払時期

① 上記(2)①ア調査設計費、(2)②開業準備に要する経費については、当該実施年度に支払う。

② 上記(2)①イ基盤整備に要する経費、(2)①ウ施設整備に要する経費、(2)①エ什器備品費、及び(2)③補助事業に要する長期借入金にかかる利子については、当該経費全体を施設運営開始後10年間均等配分して支払う。

③ 本県は、全体事業計画の承認に際して、事業予定者が上記(2)①イ基盤整備に要する経費、(2)①ウ施設整備に要する経費、(2)①エ什器備品費について、本県の予算の範囲内において、当該実施年度に支払うなどの調整を行うことがあるものとする。

また、制度資金の活用についても、これを調整することがあるものとする。

2 土地の貸付に関する条件

(1) 事業用地については、本県から補助事業期間中無償貸付を行う。

(2) 補助事業期間終了後も引き続き、補助事業の目的に沿って事業運営を行う場合は、本県から継続して土地を貸付けることとする。

(3) 事業内容を変更する場合は事前に本県と協議することとし、違反した場合は土地の

無償貸付契約を解除し、施設を撤去し更地にして土地を本県へ明け渡すこと。

- (4) 事業者は、本事業を中止・廃止する場合及び施設運営について撤退する場合は、本県との土地の無償貸借契約を解除し、当該補助事業の地位承継等、知事が特に認める場合を除き、施設を撤去し更地にして土地を本県へ明け渡すこと。

3 事業計画に関する条件

(1) 全体事業計画の承認

事業予定者は、整備する本施設及び 10 年間の管理運営についての全体事業計画を本県が別に定める期日までに県へ提出し、承認を得ること。なお、全体事業計画の内容が第二次審査における提案内容と著しく異なり、当該事業の所期の目的が達することができないと県が判断した場合は承認をしない場合がある。

また、事業者が全体事業計画を変更する場合についても同様とする。

(2) 事業計画の実施

- ① 全体事業計画の承認を受けた事業者は、県及び地元市町に対してそれぞれ補助金の交付申請を事業期間中毎年度行うこと（補助率は、県が 9 / 10、地元市町が 1 / 10。）。

なお、具体的な補助金の交付等に関する手続きについては、別途定める。

- ② 事業者は、上記申請に基づく本県の補助金交付決定を受けて、本事業を実施するものとする。

(3) 状況報告及び事業実績報告

事業者は、紀南中核的交流施設整備事業支援補助金交付要領に基づき、補助事業等の遂行の状況に関する状況報告及び事業実績報告を、事業期間中毎年度行うこと。

なお、管理運営期間内における状況報告や事業実績報告にあたっては、本県は必要に応じて外部監査等の第三者評価を添付する等の措置を指示するものとする。

4 事業者の業務内容

事業者は、以下の業務を実施すること。

(1) 事業計画関係

- ① 事業の実施・運営に係る計画等の策定

(2) 建設関係

- ① 施設の調査・設計、開発許可等に係る手続き
- ② 造成、防災及び設備工事
- ③ 施設の建築業務

(3) 施設機能に基づく事業等実施関係

- ① 施設（用地も含む）の運営及び維持管理
- ② 体験交流事業
- ③ 地域産品加工・販売事業
- ④ 飲食事業
- ⑤ 宿泊事業
- ⑥ 事業者の自由提案による事業

(4) 初期投資に係る資金調達

- ① 事業者は、紀南中核的交流施設整備事業を実施するのに必要となる資金を調達する。
- ② 市中銀行等民間からの資金調達については、固定金利とし、借入期間を 10 年間とする。
- ③ 本県は、事業者の資金調達に関して、債務保証、損失補償は行わない。

5 事業撤退等の場合の補助金の不交付及び返還等の措置に関する事項

- (1) 本県は、事業者が本事業を中止・廃止する場合及び施設運営について撤退する場合、当該時点を含む年度以降の補助金の支払いについては行わない。また、既に行っている当該年度の交付決定についても取り消すものとする。

さらに、既に支払った過年度分の補助金についても、本県は当該補助金の交付決定の全部または一部を取り消したうえで事業者に対して返還を請求することができることとする。

- (2) 事業の一部が継続困難となった場合は、本県と事業者が協議のうえ全体事業計画の変更を行い、本県は補助金の不交付等必要な措置を行うものとする。
- (3) 事業者の責めに帰すことのできない事由により事業継続が困難となった場合は、本県と事業者は事業継続の可否等について協議する。

6 事業者が留意すべき事項

- (1) 事業者は、その有するノウハウを活用するとともに、一貫したコンセプトで企画発想から施設の設計、整備までを行うこと等により、施設整備費等のコストダウンを図り当該補助事業の効率的・効果的な遂行に努めるとともに、独立採算のもと利用者ニーズに的確に対応し継続した事業運営の展開を行うことが要請されている。

事業者は、この趣旨を十分踏まえて、事業計画を作成すること。

- (2) 事業者は、県へ補助金を申請するにあたり施設整備に係る基本・実施設計図書の添付が必要であり、本県は当該補助金の交付決定にあたり事前に設計審査等を行うとともに補助金の使途・支出状況に関する調査及び施設の完成検査を行う（第27 事業期間で定める「後年度に一部の施設機能を整備する場合」については、整備施設毎に行うものとする。）。

なお、設計審査や完成検査等にあたっては外部の専門家により実施する場合があるので、その場合事業者は誠実に対応すること。

- (3) 事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、県は、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る部分に関し補助金の返還を命じる。

- (4) 事業者は、当該補助事業により取得した財産について、一定の場合を除き、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供しようとするときは、事前に県の承認が必要である。

事業者がこれに違反した場合、県は、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る部分に関し補助金の返還を命じる場合がある。

- (5) 事業者は、補助事業期間終了後において当該事業を中止等しようとする場合、事前に県と協議するものとする。